

工業所有権情報・研修館 (INPIT) における 知財人材育成事業について

審判部第15部門(福祉・サービス機器) 審判官 高田 元樹

抄録

筆者が昨秋まで1年半在籍したINPITの概要と、INPITにおける知的財産人材育成事業についてご紹介し、最後に国際化に対応する研修メニューに触れたいと思います。

1. はじめに

この度、本誌編集委員会より縁あって、INPIT人材育成部という組織及びINPIT人材育成部が提供する国際化に対応するための研修メニューについて紹介して欲しいというお話をいただきました。

本稿の掲載号の特集テーマは審査官・審判官の人材育成についてということで、どれだけテーマに即した内容を書けるだろうという懸念はありつつも、せっかくの機会ですので、筆者が昨秋まで1年半在籍したINPITの概要と、INPITにおける知的財産人材育成事業についてご紹介し、最後に国際化に対応する研修メニューに触れたいと思います。

なお、INPITの紹介と題しつつも、本稿はあくまで筆者の個人的見解を示したものであり、INPITの公式見解を示したものではありません。また、できる限り最新の情報を掲載するように努めておりますが、INPITを離れてから半年以上が経過しているため状況が変化している可能性があることにご留意ください。

また、INPITにおける人材育成に関する取り組みについては、過去にも諸先輩方が本誌に寄稿されていますので、そちらもご覧いただければと思います。

2. INPITの概要

(1) INPITの歴史

独立行政法人工業所有権情報・研修館 (National Center for Industrial Property Information and Training: INPIT)

は、経済産業省が所管する10余りの独立行政法人の1つで、1990年代後半の橋本行革の一環で1999年に独立行政法人通則法が制定され、独立行政法人制度が設けられたことを受け、2001年4月に「独立行政法人工業所有権総合情報館」として設立されました。その後、2004年10月に情報普及事業・人材育成事業を追加し「工業所有権情報・研修館」へと改称され、2007年1月にはシンボルマークが「NCIPI」から「INPIT」に変更されて、現在に至っています(図1参照)。

INPITは、独立行政法人としては10年余りの歴史しか有していませんが、特許庁に設置されていた公報等の閲覧施設である「万国工業所有権資料館」や「工業所有権総合情報館」、特許庁職員向けの研修を実施していた「工業所有権研修所」等の時代を含めれば、特許庁と同じだけの歴史を有することになります。また今でも、工業所有権の保護に関するパリ条約第12条において加盟国に設置が義務付けられている公報等の閲覧を行う中央資料館として位置付けられています。

(2) INPITの組織・事業・予算

INPITの組織・体制は図1のとおりで、産業財産権制度と国民とのインターフェースを志向しつつ、特許情報の提供、知的財産活用のための環境整備、そして知財人材の育成に積極的に取り組んでいます。職員数は約90名の常勤職員を含む約130名程度で、そのうち、特実・意匠審査部からの出向者は、人材開発統括監、活用促進部2名(部長1名、部長代理1名)、人材育成部3名(部長1名、部長代理1名、主査1名)です²⁾。

1) 高倉 成男, 「情報・研修館における今後の人材開発事業について」, 特技懇第235号, 2004.11.12

森川 幸俊, 「工業所有権情報・研修館における知財育成に向けた取り組みについて」, 特技懇第247号, 2007.11.14

山田 繁和, 「IP・eラーニングと携帯型端末視聴学習サービスについて」, 特技懇第250号, 2008.8.22

2) 官庁では一般に、課長-課長補佐-係長-係員の各職によりラインが構成されますが、INPITでは、対応する各職名が部長-部長代理-主査-係員と表現されています。そのため、INPITへ異動した直後に家族や友人に新しい名刺を見せたところ、「もう部長代理になったの?」と驚かれたものです。

1. 目的 (工業所有権情報・研修館法第3条)

独立行政法人工業所有権情報・研修館は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。

2. 沿革

- 1884年 6月 農商務省工務局内商標登録所図書係で図書の閲覧、商標見本の観覧を開始
- 1885年 4月 農商務省工務局内に専売特許所を設置し、特許明細書等の観覧を開始
- 1952年 8月 陳列館を「万国工業所有権資料館」と改称
- 1997年 4月 万国工業所有権資料館を「工業所有権総合情報館」と改称、相談業務、情報流通業務を開始
- 2001年 4月 「独立行政法人工業所有権総合情報館」設立
- 2004年 10月 情報普及及び人材育成業務を追加し、名称を「独立行政法人工業所有権情報・研修館」と変更
- 2006年 4月 非公務員型独立行政法人へ移行
- 2007年 1月 情報システム業務等を新たに追加し、シンボルマークをNCIPIからINPITに変更

3. 組織と業務

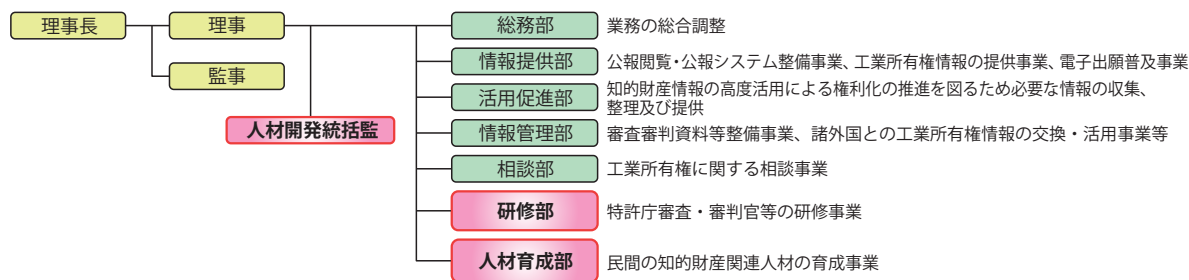


図1 工業所有権情報・研修館の目的と沿革

また、INPITの年間予算は100億円弱(2012年度)であり、その大半を占める特許庁からの運営費交付金と、研修受講料等の自己収入により運営されています。このうち、人材育成関連の業務経費は約8億円で、特技懇会員の皆様が受講される各種研修に係る費用もここから支出されています。

ちなみにINPITのオフィスについてですが、皆様になじみ深い経済産業省別館8階にあるのは研修部と人材育成部(と研修教室)だけで、本部機能を有するメインオフィスは特許庁庁舎2階に設けられています。

(3) 独立行政法人としてのINPIT

独立行政法人制度は、各府省の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、業務の質の向上や活性化、効率性の向上、自律的な運営、透明性の向上を図ることを目的とする制度であり³⁾、国に比べると機構・予算等の様々な面において、環境に応じたフレキシブルな組織運

営が可能です。

一方、業務運営の目標・計画については、中期目標・中期計画・年度計画に詳細に定められており(2012年度はINPIT第3期中期計画の2年目)⁴⁾、これらの達成状況は経済産業省独立行政法人評価委員会において毎年厳密に評価されています。

3. INPITにおける知財人材育成事業

INPITにおける知財人材育成事業は、図1のとおり、研修部が行う特許庁職員を対象とした研修事業と、人材育成部が行う民間等の知的財産人材の育成に向けた事業に大きく分けられます。

(1) 研修部における研修事業

研修部が行う特許庁職員向けの研修については、特実・意匠審査部の皆様が入庁以来受講されているものですし、今回の特集で他の執筆者の方がその詳細について寄稿され

3) 独立行政法人通則法第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

4) 中期目標：主務大臣が定める独立行政法人が達成すべき業務運営に関する3～5年間の目標(同第29条)
 中期計画：独立行政法人が作成し主務大臣の認可を受けた中期目標を達成するための3～5年間の計画(同第30条)
 年度計画：中期計画に基づき独立行政法人が作成する各事業年度の業務運営に関する計画(同第31条)
 INPITの目標・計画：<http://www.inpit.go.jp/about/gyomu/index.html>

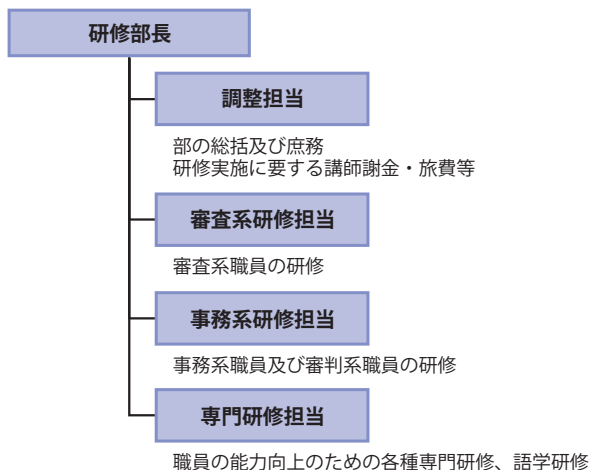
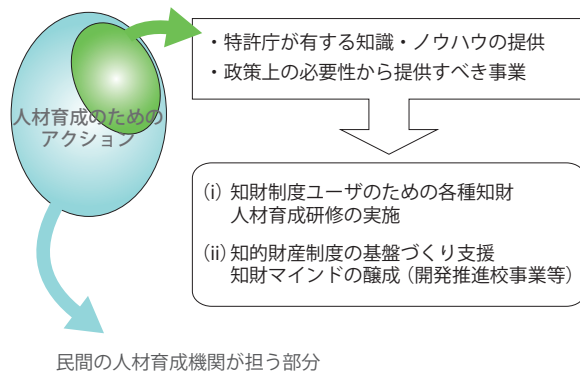


図2 研修部組織図



【基本原則】民間でできることは民間に委ねる

図3 INPIT人材育成部の事業方針

るとのことですので、ここでは、その概要と組織についてだけご紹介したいと思います。

研修部は、2004年10月に特許庁から移管された「工業所有権研修所」が母体となっており、特許庁が定めた「研修基本方針」及び各年度の「研修計画」に基づき、研修部が各研修の「実施要領」を定めてその実施・運営を行っています。

また、研修部の組織は図2のとおりで、特実・意匠審査部の皆様が受講される各種コース研修は審査系研修担当が、専門研修や法律研修、語学研修は専門研修担当が、そして研修出張旅費等の手続は調整担当が、それぞれ担当しており、マンパワーが限られる中で2011年度は延べ6,418名の研修受講者に向けた研修を実施しています。

(2) 人材育成部における人材育成事業

人材育成部は、2004年10月の「工業所有権情報・研修館」への改称の際に設立された新しい組織で、実施事業の多くは設立以降に新たに立ち上げられたものです。

人材育成部が行う民間等の知的財産人材に向けた人材育成事業は、図3のとおり、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本原則としつつ、「特許庁が審査・審判等の実務に関して有する知識・経験・ノウハウを提供する事業」と「知的財産制度の基盤づくり支援や知財マインドの醸成などの、収益性は低い政策上の必要性から提供すべき事業」の2つを柱として展開されています。

次に、各事業の概要をご紹介します。

① 研修事業

INPITが提供する民間等の知的財産人材向けの主な研修

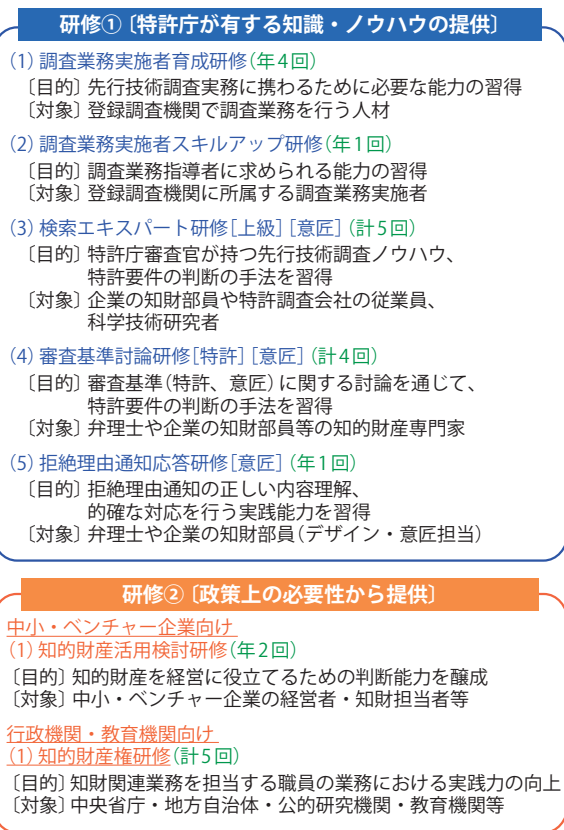


図4 人材育成部の研修事業概要

をまとめると図4のとおりとなります。このうち、会員の皆様に関係の深いと思われるものについて概要をご紹介します。

● 調査業務実施者育成研修

INPITでは、特許庁からの検索外注業務を請け負う登録

5) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条

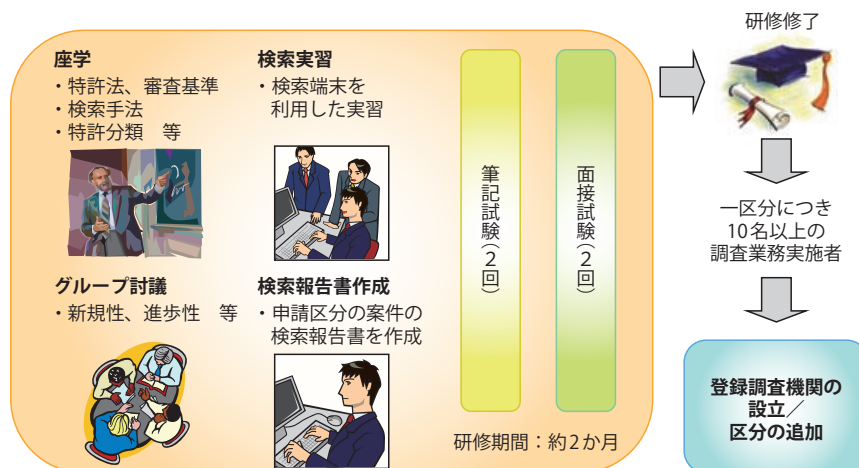


図5 調査業務実施者育成研修の概要

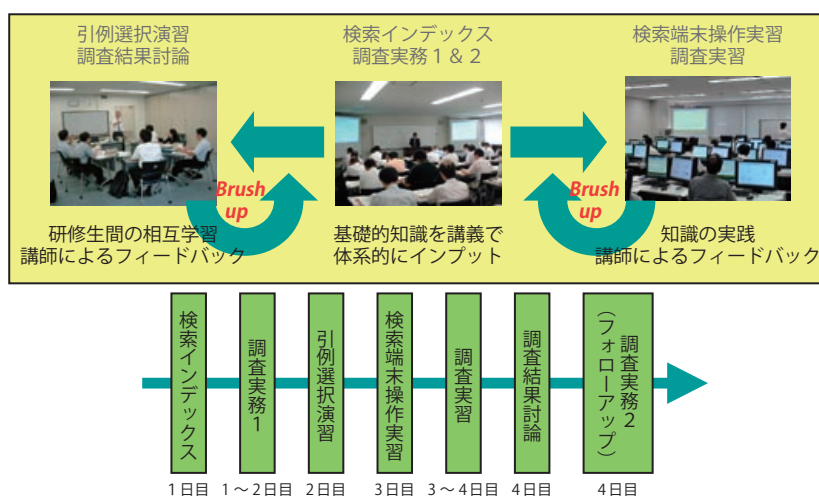


図6 検索エキスパート研修 [上級] の概要

調査機関において先行技術文献調査を行う調査業務実施者(サーチャー)になるための法定研修⁵⁾を実施しています。

精度の高い先行技術文献調査を行う調査業務実施者の着実な育成は、迅速・的確な特許審査を実現するために極めて重要です。そのため、本研修は、調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的として、座学を通じて特許実務及び検索実務に関する基本的知識を体系的に学習し、その知識を討論や実習を通じて実践することにより、調査業務に必要な知識を網羅的に修得できる内容となっています(図5参照)。

研修の実施に際しては、討論や実習、そして面接評価のため、特実審査部の多くの皆様にご協力をいただいております。2012年6月までに延べ約2,000名の受講生が本研修を修了し、9つある登録調査機関において活躍しています。

●調査業務実施者スキルアップ研修

特許審査の先行技術文献調査について、登録調査機関の調査能力を高め、登録調査機関間の競争を一層促すことに

より調査コストの削減及び質の向上を図ることを目的として、登録調査機関における次世代の調査業務指導者を育成するための調査業務実施者スキルアップ研修を2011年度から実施しています。

2日間にわたる研修のカリキュラムは、「調査業務指導者に求められること」、「進歩性のケーススタディ、先行技術調査の進め方」及び「サーチ指導演習(事例の検討・討論)」から構成されており、進歩性の論理付けを踏まえた審査官の検索の進め方や不適切な検索報告書を校閲・指導する手法を学ぶことにより、調査業務指導者に求められる能力を養うことができる内容となっています。

2011年度の研修の実施に際しては、特実審査部の管理職クラスの方々に研修講師としてご協力いただき、各登録調査機関から参加のあった計37名の受講生が本研修を修了しました。

●検索エキスパート研修 [上級]

企業等で先行技術文献調査を含む特許調査に従事すること等により、特許法についての十分な知識を有する者を対

象とし、先行技術文献調査能力を一層向上することにより、出願及び審査請求の適正化に資する人材の育成を目的とした研修です。

4日間にわたる研修のカリキュラムは、検索実務に関する講義と、審査官用検索端末（一部機能制限有）を利用した検索の演習・実習等からなり、機械・化学・情報通信の各分野について、特実審査官が持つ先行技術調査ノウハウ、特許要件の判断の手法を習得できる内容となっています（前頁図6参照）。

各分野の現役審査官・審査官OBによる指導が人気の研修で、2006年の研修開始以来、延べ1,000人を超える受講生が研修を修了しています。また、本研修は「五庁共通トレーニングポリシープロジェクト」の対象研修であり、2012年6月までに欧州特許庁、韓国特許庁及び中国国家知識産権局から20余名の審査官が参加しています。

また、2012年度からは、庁外で活躍されている任期付審査官OB・OGの皆様にも、これらの研修の講師を積極的に

お願いしています。今後、その機会はさらに増加していく予定ですので、ぜひご協力いただければ幸いです。

② IP・eラーニング

INPITでは、2005年より、特許庁職員を含む知的財産関連人材の学習機会を拡大するため、特許庁の有する知識、経験及びノウハウを活用して作成したニーズに応じた多様なeラーニング学習教材を、インターネットを通じて時間的・地理的な制約なく広く一般に提供しています（図7はHPトップページ⁶⁾）。

2011年度まではシステム上、一般の方はユーザー登録が必須でしたが、2012年度からは利便性向上のため、ユーザー登録なしでの体験視聴ができるようになったとともに、初級者・中級者等の受講者の学習段階に応じて、どのような順番で学習を進めるとよいかを示す「学習教材ガイドランス」や、コンテンツ毎の人気度・満足度等を示した「ランキング別教材リスト」といった新機能が搭載されましたので、ぜひ一度HPにアクセスしていただきご活用い



図7 IP・eラーニング

6) IP・eラーニングHP <https://ipe.inpit.go.jp/inaviipe/service>

ただければと思います。

③国内の知財人材育成機関との連携

2006年2月に開催された知的財産戦略本部会合（第13回）で報告された「知的財産人材育成総合戦略」において、知的財産人材育成推進のための協議会の創設が提言されたことを受けて、民間の自主的組織として「知的財産人材育成推進協議会」が同年3月に設立され、INPITは設立当初より同協議会に参画しています⁷⁾。

同協議会では、機関間の情報交換と相互協力のため定期的に協議会及び作業部会を開催するとともに、人材育成の取組の普及・宣伝に向けたイベント（詳細は後述の4.(3)をご覧ください。）や、人材育成に関する横断的事項についての意見を集約した政策提言等の活動を行っています。

④特許検索競技大会

INPITでは、2008年より、「特許情報検索能力評価のための実行委員会」をINPIT内に設置し、同年から毎年開催している「特許検索競技大会」の開催を通じて、企業等で先行技術文献調査を含む特許調査に従事する者（特許調査従事者）の評価手法を実践的に検証するとともに、インセンティブ向上に向けて、優れた実務能力を有する特許調査従事者について顕彰を行っています。

2011年度は、東日本大震災の影響により開催が危ぶまれたものの、大阪工業大学、日本特許情報機構（Japio）との共催により10月末に東京・大阪で大会を開催し、計148名の参加者を得ました。2012年度は、工業所有権協力センター（IPCC）を加えた四者共催により、2012年10月27日（土）に東京・大阪にて開催予定ですので、興味のある方はINPITのHPをチェックしていただければと思います⁸⁾。

またINPITでは、2011年度に今後の特許調査従事者の人材育成の在り方について検討を行い、「特許調査従事者の現状と今後に関する調査研究報告」として取りまとめたところですので、もしよかったらそちらもご覧ください⁹⁾。

⑤将来の産業人材の育成事業

INPITでは、将来の産業人材の育成のため、知的財産に関する創造力・実践力開発推進事業や、特許コンテスト・デザイン特許コンテスト等の生徒・学生向けの事業を行っています。



図8 成果展示会・発表会

●知的財産に関する創造力・実践力開発推進事業

ものづくりや商品開発等の実践の場を通じて、知的創造力を育む取組を行う専門高校（工業・商業・農業・水産）及び高等専門学校において、アイデアを知的財産へと具体化していく過程や、具体化された知的財産に基づいて模擬的な出願書類を作成する過程等を通じて、生徒・学生に、新しいものや仕組みを企画・提案する「創造力」及びその企画・提案を実社会のルールの中で実現させていく「実践力」を身につけてもらうための事業で、2012年度は全国から計100校が参加しています¹⁰⁾。

また、2011年12月には、新たな試みとして、第21回全国産業教育フェア鹿児島大会において本事業の成果展示会・成果発表会が開催され、全国から集まった高校生たちによる熱心な発表が行われました（図8は成果展示会開始直前の様子）。

●特許コンテスト・デザイン特許コンテスト

INPITでは、特許庁、文部科学省及び日本弁理士会とともに、全国の高校生、高等専門学校生や大学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰し、実際に特許や意匠の制度を利用しながら、発明・デザインの創造から権利取得までを体験してもらう「特許コンテスト」及び「デザイン特許コンテスト」を実施しています。

表彰された発明・デザインを創造した生徒・学生は、出願から権利取得までの過程において、主催者から以下の支

7) 知的財産教育協会、知的財産研究所、日本知財学会、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、発明推進協会、工業所有権情報・研修館の8機関から構成され、事務局はINPITが担当（2012年7月現在）。

8) 特許検索競技大会2012の開催案内 <http://www.inpit.go.jp/jinzai/kensakutaiikai/news2012/news20120705.html>

9) <http://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/topic100011.html>

10) 開発推進校一覧 <http://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/coop/index.html>



図9 2012年度特許出願料を無料にしよう！
デザイン特許出願料を無料にしよう！

援を受けることができます。

- ・弁理士による無料アドバイス
- ・特許出願料／意匠登録出願料、特許審査請求料、特許料（第1～3年分）／意匠登録料（第1年分）の提供

現在（2012年8月）、両コンテストについて、2012年度分の応募を絶賛受け付け中です（図9参照）、もしお子様や教え子、知り合いの方等に応募資格を満たす方がいらっしゃいましたら、ぜひ一度INPITのHPを覗いてみるようご紹介ください¹¹⁾。

また、両事業のより詳しい内容が、特許行政年次報告書2012年版に紹介されておりますので、もしよかったらそちらもご覧ください¹²⁾。

⑥海外の知財人材育成機関との連携

知的財産人材育成の分野においても、国際協力の必要性が一層高まっていることから、INPITでは、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を積極的に行っています。

●日中／日韓／日中韓

中国の知的財産人材育成機関である中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）とは2009年に、また韓国の国際知識財産研修院（IIPTI）とは2010年に、それぞれ協力覚書（MOC）を締結し、毎年定期的に連携会合を行い、研修カリキュラム等の情報交換や人材育成分野における協力事項についての議論を行うとともに、両機関との連携による知的財産人材育成研修を実施しています（詳細は後述の4.（1）（2）をご覧ください。）。
また、2010年からは日中韓の知的財産人材育成機関による日中韓人材育成機関長会合も定期的に行われています。

●WIPO-GNIPA

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization (WIPO)）及び幹事国の共催により定期的に開催される知的財産研修所長シンポジウムには、GNIPA（Global Network of IP Academies）¹³⁾のメンバーである国・地域の知的財産研修機関及びオブザーバが参加し、知的財産に関する教育、研修、調査研究等に関する情報交換・意見交換及び国際的な協力体制等について議論が行われています。同シンポジウムはこれまでに5回開催されており、来春に予定されている次回会合は、我が国がホストを務める予定です。

4. 国際化に対応するための研修メニュー

INPIT人材育成部が行う人材育成事業の中には、国際化に対応する研修メニューといえるものは正直まだ多くはないのですが、関係のあるものとして以下のものが挙げられるかと思えます。

（1）日中知財人材育成機関間連携セミナー

3.（2）⑥でご紹介した日中知財人材育成機関間の協力覚書の枠組みにおける具体的な協力活動の第1弾として、我が国のユーザーから関心の高い中国の専利審査指南（日本の審査基準に相当）の解説を行う「中国専利審査指南セミナー」が2011年9月に開催されました。

本セミナーは、我が国出願人等が専利審査指南への理解を深め、中国における知的財産権の適切な取得・保護を促進することを目的として、INPITと中国CIPTCに加え、特許庁と中国国家知識産権局の四者共催により行われたもの

11) 2012年度特許出願料を無料にしよう！及びデザイン特許出願料を無料にしよう！の開催 <http://www.inpit.go.jp/jinzai/contest/index.html>

12) 特許行政年次報告書2012年版第3部第7章2 (2) http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/nenji/nenpou2012_index.htm

13) WIPOの主導により2007年に創設されたGNIPAには、現在、当館のほか、米国（Global IP Academy (GIPA)）、欧州（European Patent Academy (EPA)）、中国（中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC））、韓国（韓国国際知識財産研修院（IIPTI））、アフリカ、中南米などの国・地域から29の知的財産研修機関が参加している。（なお、INPITは2009年から正式に参加。）



図10 中国專利審査指南セミナー

で、中国国家知識産権局審査業務管理部指南処処長の楊克菲氏をお招きし、500名を超える我が国の民間企業・大学等の知財担当者、弁理士、特許庁審査官等の参加の下、2010年2月に施行された專利審査指南のポイントや具体的な運用についての紹介が行われました(図10は会場の様子)。

今年の日中連携セミナーは中国にて開催される予定ですが、来年は再び日本で開催予定となっておりますので、ぜひ多くの皆様にご参加いただければと思います。

(2) 日韓知財人材育成機関間連携セミナー

3.(2)⑥でご紹介した日韓知財人材育成機関間の協力覚書の枠組みにおける具体的な協力活動の第1弾として、我が国のユーザーから関心の高い「韓国語特許文献の効果的なサーチ手法に関するセミナー」が2011年11月に開催されました。

本セミナーは、近年の韓国企業の台頭を背景に、韓国語特許文献についての先行技術文献調査を実施する必要性が増加していることを受け、韓国語特許文献の具体的な効果的なサーチ手法を習得することを目的として、INPITと韓国IIPTIに加え、特許庁と韓国特許庁の四者共催により行われたもので、150名弱の我が国の民間企業・大学等の知財担当者、弁理士、特許庁審査官等の参加の下、韓国特許情報検索システム(KIPRIS)を構築する韓国特許情報院(KIPI)の申鍾旭次長によるKIPRISデータベースの概要、韓国特許英文抄録(KPA)の検索方法等についての解説と、初学者のための韓国語特許文献の検索方法、日本の商用データベースと原語データベースを組み合わせた検索方法、機械翻訳を用いた検索方法等についての日韓の専門家によるパネルディスカッションが行われました(図11は会場の様子)。

今年の日韓連携セミナーは韓国において開催される予定



図11 韓国語特許文献の効果的なサーチ手法に関するセミナー

ですが、来年は再び日本で開催予定となっておりますので、ぜひ多くの皆様にご参加いただければと思います。

(3) オープンセミナー(知的財産人材育成推進協議会)

3.(2)③でご紹介した知的財産人材育成推進協議会では、毎年人材育成の取組の普及・宣伝に向けたイベントを行っており、ここ数年はオープンセミナーの形式でグローバルな知的財産システムの時代における最新のトピックスを取り上げています。

〈2010年度〉

『標準マネジメントと知財人材』

第1回「国際標準と知財マネジメント」

第2回「事業競争力と国際標準化・知財マネジメント」

第3回「知財マネジメント人材と標準マネジメント人材」

〈2011年度〉

『知財人材育成イノベーション』

第1回「知財人材育成の次世代モデル～プロイノベーション時代を担う知財人材像を考える～」

第2回「次世代人材育成～社会人の学習モデルと育成の方法を学ぶ～」

第3回「企業における知財人材～内部育成と外部活用の新展開～」

知財人材育成推進協議会では、今年もまた秋頃にオープンセミナーを開催予定とのことですので、ぜひ多くの皆様にご参加いただければと思います。

(4) IP・eラーニング

3.(2)②でご紹介したIP・eラーニングでは、外国の特

許制度や審査実務、ドシエ・アクセス・システム等に関する以下の国際関連コンテンツをそろえていますので、ぜひご利用いただければと思います。

- ・ EP 特許制度と審査実務
- ・ ECLAの概要
- ・ esp@cenetの活用
- ・ epolineの活用
- ・ US特許制度と審査実務
- ・ 米国での審査・審判を理解するための英米法の基礎 等

5. おわりに

以上、人材育成事業を中心にINPITのご紹介をさせていただきました。研修などで密接に関係しつつも、なかなかその組織・事業等については知る機会の少ないINPITに関して、少しでも理解を深める一助となれば幸いです¹⁴⁾。

筆者がINPIT人材育成部に在籍していた2010年4月からの1年半という期間は、中国・韓国等との連携が具体化するなど、国際的な知財人材育成協力が進んだ一方、2010年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、INPITの人材育成事業についても今後の見直しの検討対象とされ、それまでの事業拡大路線に終止符が打たれるなど、大きな転換を求められた時期でした。

その後、今年1月に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、INPITは「成果目標達成法人」と位置付けられ¹⁵⁾、今後、独立行政法人通則法の改正を経て¹⁶⁾、2014年度を目途に新法人へと移行する予定となっています。

また、今年1月には、知的財産戦略本部の知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会において、今後10年間を見据えた「知財人財育成プラン」が策定される¹⁷⁾等、INPITを取り巻く環境の変化はさらにその速度を増しており、その中でINPIT人材育成部は、真にユーザーに求められ、かつINPITという組織が提供すべき人材育成事業を模索し提供していくことになるのだと思います。

今後とも、INPITの知的財産人材育成事業へのご理解とご協力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。長文に最後までお付き合いいただき、ありがとうございました。

profile

高田 元樹 (たかだ もとき)

平成10年4月 特許庁入庁(審査第三部生産機械)
平成14年4月 審査官昇任(特許審査第二部生産機械)
国際課総括係長、二部福祉・サービス機器、インペリアル・カレッジ・ロンドン客員研究員、調整課長補佐(企画調査班)、工業所有権情報・研修館人材育成部長代理(調整担当)を経て、平成23年10月より現職

14) なお、今回は人材育成事業の紹介でしたが、INPITでは図1のとおり他にも様々な事業を行っています。特に、2011年度に新設された活用促進部では、知的財産プロデューサーや海外知的財産アドバイザー等の知的財産活用のための環境整備に向けた新たな取り組みが始まっています。

15) 成果目標達成法人：一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる法人

http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/03/pdf/120120_khoshin.pdf

16) 2012年5月に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、INPITは「中期目標行政法人」に位置付けられることとなった。同法案の概要は下記HP参照。

<http://www.cas.go.jp/jp/houan/120511doppou/gaiyou.pdf>

17) 知財人財育成プラン：総合的な知財マネジメントを巧みに実践的に活用できる「知財活用人財(知財マネジメント人財)」、グローバルに確保されて世界を舞台に活躍できる「グローバル知財人財」の育成・確保を重視。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kyousouryoku/2012dai5/sankou2.pdf>